

【いわゆる一律基準について】

番号	質問	回答
64	一律基準とは何ですか	<p>食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の施行にあたり、仮に残留基準の定められていない農薬等の残留を一切認めない(いわゆるゼロ規制)とすると、ヒトの健康を損なうおそれのない微量の農薬等の残留が認められたことをもって違反食品と取り扱われることとなる等不必要に食品等の流通が妨げられることが想定されました。</p> <p>このため、食品衛生法(昭和23年法律第233号、以下「法」という。)第11条第3項において、人の健康を損なうおそれのない量を厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めることとしました。ここでいう「人の健康を損なうおそれのない量」というのがいわゆる「一律基準」です。残留基準が定められていない農薬等がこの「一律基準」を超えて残留する食品等はその販売等が禁止されます。</p>
65	一律基準はどのように設定したのですか	<p>一律基準設定にあたっては、薬事・食品衛生審議会農薬・動物医薬品部会において「許容される摂取量」、「暴露量」について、国際的な評価機関のデータ、我が国ですでに評価されている農薬等のデータ、我が国の国民の食品摂取量を踏まえ検討を行い、一律基準として0.01ppmと設定しました。</p> <p>なお、今回設定した一律基準は内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を受けていないことから、本制度施行後、食品安全基本法第24条第2項に基づき、同評価を受けることとしています。</p>
66	一律基準を設定している国は他にありますか	<p>食品に残留する農薬に関するポジティブリスト制度を導入している諸外国における一律基準の設定状況を見ると、ドイツでは0.01ppm、カナダ、ニュージーランドでは0.1ppmが設定されています。米国では一律基準は定められていませんが、運用上、0.01～0.1ppmで判断するとされています。また、同制度の導入が決定された欧州連合においては、我が国と同様、0.01ppmという一律基準が設定されています。</p>
67	一律基準が適用される対象にはどのようなものがありますか	<p>一律基準は、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき残留基準が定められていない場合に適用されるものであり、具体的には次のとおりです。</p> <p>(1) いずれの農作物等にも残留基準が設定されていない農薬等が農作物等に残留する場合。</p> <p>(2) 一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該基準が設定されていない農作物等に残留する場合。</p> <p>農薬等の国内使用については、農薬取締法及び薬事法等によって規制がなされ、農薬等の使用が認められている農作物等については原則として残留基準が設定されていますので、一律基準の適用は、国内で使用が認められていない農薬等が農作物等に残留している場合又は一部の農産物に使用が認められ残留基準が設定されている農薬等が当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合と考えられます。</p> <p>また、国外においても農薬取締法と類似の法規制によって農薬等の使用が一般に規制されており、今回本制度の導入のため、コーデックス基準や諸外国(米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドの5ヶ国(地域))の基準を参考に暫定基準の設定を検討するとともに、我が国に輸出される農産物等に使用される農薬等について、当輸出を行う国から我が国に残留基準設定を要請する制度を設けていることから、一律基準は、基本的にこれらの国々でも使用が認められない農薬等に適用されるものと考えられます。</p>
68	ある農作物で一律基準が適用される農薬について一律基準を超える農薬が確認された場合、行政的にどのような措置がとれますか	<p>当該農産物は食品衛生法第11条第3項違反となり、同法に基づく処分が行われます。</p>
69	残留基準の定まっていない農薬等は食品中には残留してはならない(いわゆるゼロ規制)とする規制にできなかったのはなぜですか	<p>本制度の施行にあたって、仮に残留基準の定められていない農薬等の残留を一切認めない(いわゆるゼロ規制)とすると、ヒトの健康を損なうおそれのない微量の農薬等の残留が認められたことをもって違反食品と取り扱われることとなる等不必要に食品等の流通が妨げられることが想定されます。</p> <p>このため、本制度について規定した食品衛生法第11条第3項において、人の健康を損なうおそれのない量(一律基準)を厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めることとし、残留基準が定められていない農薬等が一律基準を超えて残留する食品等の販売等を禁止することとしました。</p>
70	一律基準を超える農薬等が検出された食品は危険なんでしょうか	<p>一律基準値は、未知のものを含めた、農薬等として使用される物質の安全域を考慮して0.01ppmとして設定されたものです。一律基準は、国内に登録がなかったり、国際的な基準や、主要国において基準値が設定されていない場合に適用されます。0.01ppmを超えたからといって全てが危険な食品であると断言することはできませんが、本来、当該食品に残留しないはずの農薬等が残留していることを意味するものであり、そのような事態が発生した場合、原因究明や適切な管理を行うことが重要です。</p>
71	抗生物質及び合成抗菌剤以外の動物用医薬品(寄生虫駆除剤、ホルモン剤等)で残留基準が設定されていないものは一律基準が適用されますか	<p>一律基準が適用されます。</p>